

令和 3 年 4 月 9 日

事業主 殿

長崎市興善町 4 番 2 号
社会保険労務士法人
金 原 事 務 所

労働保険年度更新のお知らせ

拝啓 麗春の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年も所轄労働基準監督署へ「労働保険料概算・確定申告書」の提出の時季が近づいてまいりました。つきましては、同封の「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」に賃金総額をご記入の上、**5月6日(木)**までに当事務所へご送付下さい。

<注意事項>

1. 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年分です。(年度の途中で労災・雇用保険に加入された事業所は、加入した月以降の賃金を計上し、新年度の概算見込(一年分)を別途ご報告下さい。)
※賃金総額をご記入の際は支払月ではなく対象月(給与計算期間の対象となる月)で記入していただくようお願いいたします。
例：月 末日締めの場合 4 月分とは、4 月 1 日～4 月 30 日までの分となります。
月 20 日締めの場合 4 月分とは、3 月 21 日～4 月 20 日までの分となります。
2. 確定保険料算定基礎賃金集計表の「具体的な業務の内容」の欄は、必ずご記入下さい。
3. 賃金総額には、基本給のほかに各種手当、交通費、時間外や休日の割増賃金、賞与など労働の対象として支払ったすべての賃金が算入されます。
4. 賃金総額の中で、賞与はお支払い月と総額をご記入ください。
5. 労災保険対象賃金の臨時労働者の欄には常用労働者以外の臨時、日雇、アルバイト、パートタイマー等、事業所に使用されていた従業員(労災保険の対象となる)の人数及び賃金をご記入下さい。ただし、労災保険および雇用保険の適用外の雇用主や役員、同居の家族(個人経営の場合)の賃金総額は算入しないで下さい。
6. 賃金総額の雇用保険の欄には、雇用保険の対象者数及び賃金をご記入下さい。
7. 雇用保険におきましては、平成 29 年から、65 歳以上労働者につきましても雇用保険の適用対象となりましたが、経過措置として高年齢労働者(*1)にかかる雇用保険料が免除されていました。しかしながら、今回申告を行う、令和 2 年 4 月 1 日からは、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。
(※1)保険年度の初日(4 月 1 日)において満 64 歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方
8. 確定申告の賃金総額については、所轄労働基準監督署から、後日調査される場合がありますので誤りのないよう正確にご記入下さい。

<重要なお知らせ>

労働保険料概算・確定保険料申告書が 5 月末日頃までに労働局より貴事業所宛に直接郵送されます。届き次第当事務所までご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら当事務所までご連絡ください。

敬具